

## 重要

受給者証等の有効期限が令和2年6月30日から令和2年8月31日までの皆さまへ

### ～ 今年、受給者証等の更新手続は必要ありません ～

日頃より東京都の医療費助成制度にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、今年の受給者証及び(都)医療券(以下「受給者証等」といいます)の更新手続は不要とし、受給者証等の有効期限を1年間延長することとなりました。(臨床調査個人票の取得等のみを目的として受診いただくことがないように、という趣旨です。)

つきましては、下記の日程で、有効期限を1年間延長した受給者証等を発送する予定です。

お手持ちの受給者証等の有効期限	発送予定※
令和2年 6月30日	令和2年6月下旬
令和2年 7月31日	令和2年7月下旬
令和2年 8月31日	令和2年8月下旬

※ 発送は前後する場合がありますが、お手持ちの受給者証等の有効期限より前にお届けする予定です。

裏面にQ&Aを記載しましたが、ほかにご不明な点がございましたら、お住まいの区市町村担当窓口(別紙「問い合わせ窓口一覧」)又は下記担当までお問い合わせください。

なお、すでに更新申請済みの方は、裏面のQ&A②をご覧ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都 福祉保健局 保健政策部 疾病対策課  
難病認定担当 電話番号 (03)5320-4004

## Q & A ①（更新申請していない方）

Q：以前、「更新手続のご案内」一式が郵送されてきたが、破棄してよいのか？

A：破棄して結構です。今年度の更新手続は必要ありません。

Q：負担上限月額や、住所など、変更したいのだが、どうすればよいか？

A：変更したい事項がある場合、変更届（変更の内容によっては変更申請）を、お住まいの区市町村窓口にご提出ください。手続方法等については、別紙「問い合わせ窓口一覧」をご参照の上、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

Q：主治医に記載してもらった臨床調査個人票が手元にある。これを来年度の更新手続に使用できるか？

A：使用できません。（臨床調査個人票の有効期間は6か月なので、来年には有効期限が切れてしまいます。）

## Q & A ②（すでに更新申請お済みの方）

Q：すでに更新申請が済んでいるのだが、どうすればよいか？

A：何もしていただくなくても、すでにご提出いただいた更新申請については、保険に関する書類や、所得階層区分を判定するための書類等について、内容を確認いたします。確認した結果、内容に変更がある場合、変更を反映した受給者証又は㊟医療券（以下「受給者証等」といいます）を送付する予定です。

なお、申請時期等によっては、現在お持ちの受給者証等の有効期限が切れる前に、新しい受給者証等が届かない場合もあります。その際は、新しい受給者証等が届くまでの間、現在お持ちの受給者証等をご使用ください。

本状を送付した封筒の裏面下部に、不要なご案内文（※部分）が印字されておりますが、何卒ご容赦ください。